寒河江市チェリーランドに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月２１日

寒河江市長　　齋　　藤　　真　　朗

寒河江市条例第５号

寒河江市チェリーランドに関する条例の一部を改正する条例

寒河江市チェリーランドに関する条例（平成４年市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第３条に次の号を加える。

⑽　情報発信複合施設

別表第１中

「

さくらんぼ会館 トルコ館 臨川亭	午前９時から午後６時まで

」を

「

さくらんぼ会館 トルコ館 臨川亭	午前９時から午後６時まで
情報発信複合施設（トイレを除く。）	午前８時から午後８時まで

」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。